四七五　漁業災害補償法第百四十七条の六の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項第六号から第八号までに掲げる養殖業についての保険区分に係る政府の保険料の金額の算定の方法を定める等の件の一部を改正する件　二七60　一三

四七六　漁業災害補償法第百四十七条の六の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項第九号から第十一号までに掲げる特定養殖業についての保険区分に係る政府の保険料の金額の算定の方法を定める等の件の一部を改正する件　二七60　一四

四七七　漁業災害補償法第百四十七条の六の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項の漁業施設共済についての保険区分に係る政府の保険料の金額の算定の方法を定める件の一部を改正する件　二七60　一四

四七八　漁船損害等補償法第百十三条の四第二項第一号の危険の程度の区分を定める件の一部を改正する件　二七60　一五

四七九　漁船損害等補償法第百十三条の四第二項第一号、第百十八条の二第二項及び第百二十六条の三第二項の普通損害保険、漁船船主責任保険（特定塡補区分を除く。）及び漁船積荷保険の基本部分の純保険料に対応する部分の率の算定の基礎となる期間を定める件の一部を改正する件　二七60　一五

四八〇　漁船損害等補償法第百十三条の四第二項の農林水産大臣が定める率を定める件の一部を改正する件　二七60　一六

四八一　漁船損害等補償法第百十八条の二第二項の農林水産大臣が定める率を定める件の一部を改正する件　二七60　一三

四八二　漁船損害等補償法第百十八条の二第三項の農林水産大臣が定める率を定める件の一部を改正する件　二七60　一三

四八三　漁船損害等補償法第百二十六条の三第二項の農林水産大臣が定める率を定める件の一部を改正する件　二七60　一三

四八四　漁船損害等補償法第百二十九条に規定する組合責任保険金額の算定の方法を定める件の一部を改正する件　二七60　一四

四八五　漁船損害等補償法第百三十条の再保険料率の算定方法を定める件の一部を改正する件　二七60　一五

四八六　動物用生物学的製剤基準の一部を改正する件　二八　三

四八七　粗糖の平均輸入価格等を定めた件　二九　二

四八八―四九〇　保安林の指定をする件　三〇　六

四九一　種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件　三〇67　七八

四九二　廃食用油のリサイクル工程管理の日本農林規格を制定する件　三〇67　七九

四九三　フードチェーン情報公表農産物の日本農林規格を制定する件　三〇67　七九

四九四　農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関又は試験所に関する基準の一部を改正する件　三〇67　七九

四九五　飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件　三〇67　八〇

四九六　フードチェーン情報公表農産物の流通行程についての検査方法を制定する件　三〇67　八〇

四九七　フードチェーン情報公表農産物についての流通行程管理者の認証の技術的基準を制定する件　三〇67　八〇

四九八　農林物資の取扱い等の方法の適合の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件　三〇67　八〇

四九九　廃食用油のリサイクル工程管理についての取扱業者の認証の技術的基準を制定する件　三〇67　八〇

五〇〇　農林水産大臣が定める農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとの認証事項の確認を行う期間の一部を改正する件　三〇67　八〇

五〇一　独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第一条の規定に基づき、農林水産大臣が定める令和五事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件　三〇特23　一六

五〇二　農産物規格規程の一部を改正する件　三一68　二三四

五〇三　畜産経営の安定に関する法律第二十一条第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件　三一68　二三一

五〇四　租税特別措置法施行令第十七条第二項第二号及び第三十九条の二十六第二項第二号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件の一部を改正する件　三一68　二三三

五〇五　租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件の一部を改正する件　三一68　二三三

五〇六　農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第三条第三号の農林水産大臣が定める事項等を定める件の一部を改正する件　三一68　二三四

五〇七　農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第七条及び第九条第一項第一号の農林水産大臣が定める規格を定める件の一部を改正する件　三一68　二三四